

# 奈良先端科学技術大学院大学寄附研究室規程

平成16年4月1日  
規程第 12 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学研究科の教員組織に関する規程（平成23年規程第1号）第4条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における寄附研究室の実施に関し必要な事項を定める。

## (寄附研究室の目的)

第2条 寄附研究室は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運用し、本学の主体性の下に教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

## (名称)

第3条 寄附研究室には、当該寄附研究室における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附研究室の名称について、寄附者から申出のあった場合は、寄附者が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

## (設置の手続)

第4条 研究科長は、寄附研究室の設置に係る寄附の申込みがあり、当該寄附研究室の設置が適当と認めた場合は、教授会の議を経て、その設置を学長に申請する。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 寄附金寄附申込書（様式第1号）
- (2) 寄附研究室の概要（様式第2号）
- (3) 担当予定者の履歴書（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の採用等に関する取扱基準（平成16年4月1日学長裁定）に定める様式）

## (設置の決定)

第5条 学長は、当該寄附研究室の設置並びに当該寄附研究室に係る寄附金及びその他の寄附の受入れ（以下「寄附研究室の設置等」という。）について、教育研究評議会の審議を経るとともに、役員会の議決を得て、決定する。

2 学長は、当該寄附者に寄附研究室の設置等の可否の決定について通知する。

## (存続期間等)

第6条 寄附研究室の存続期間は、原則として2年以上5年以下の範囲で決定

する。ただし、更新することは妨げない。

- 2 前項の存続期間が終了した場合は、教育研究の成果の概要をとりまとめ、公表するものとする。
- 3 寄附研究室の内容に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続は、設置に準じる。

#### (寄附研究室の構成)

第7条 寄附研究室は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員で構成するものとする。

- 2 前項により置かれる寄附研究室を担当する教員（以下「特任教授等」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教授相当者 特任教授
- (2) 准教授相当者 特任准教授
- (3) 助教相当者 特任助教

#### (特任教授等の職務)

第8条 特任教授等は、当該寄附研究室における教育研究に従事するほか、当該寄附研究室における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

#### (経費の受入れ)

第9条 寄附研究室における教育研究の実施に伴う経費は、その寄附研究室が存続する期間に必要な経費の総額を一括して寄附受入れすることを原則とする。ただし、継続して寄附受入れすることが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。

- 2 前項の規定に伴う寄附研究室の教育研究の実施に伴う経費は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程（平成16年規程第81号）に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

#### (特許等の取扱い)

第10条 特任教授等が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号）の定めるところによる。

#### (事務)

第11条 寄附研究室の設置等に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

#### (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附研究室に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に設置された寄附講座は、第5条の規定により決定された寄附講座とみなす。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

住所  
氏名

（印）

### 寄附金寄附申込書

このことについて、下記により寄附を申し込みます。

#### 記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的（例）〇〇寄附研究室の設置のため
- 3 寄附金の名称（例）〇〇寄附研究室寄附金
- 4 その他必要な事項
  - ア 寄附の方法
  - イ 寄附の条件
  - ウ 設置期間
  - エ その他

（注）寄附の方法には、一括寄附又は分割寄附かの区別、分割寄附の場合はその時期、金額を明示すること。

様式第2号（第4条関係）

寄附研究室の概要

- 1 研究科名
- 2 寄附研究室の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附研究室の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性